

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>))の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>))に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定めるSmart Data Platformサービス(そのカテゴリーがIoTに係るものに限ります。以下、「SDPFサービス(IoT)」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(最低利用期間)

第2条 SDPFサービス(IoT)には、別紙に定める場合を除き、共通編10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社がSDPFサービス(IoT)に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPFサービス(IoT)に係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

別紙 IoT Connect提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1) IoT Connect Mobile Type S	SDPFサービスの1つであって、SIMカードの使用、SIMカードから当社又は当社以外のネットワークへの接続機能及び付加機能を提供するもの
(2) IoT Connect Gateway	SDPFサービスの1つであって、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	当社が、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール
プロファイル	選択されたSIMカードの識別、認証及び通信を可能にする情報
プロファイル提供事業者	IoT Connect Mobile Type Sの利用に係るプロファイルを提供する事業者

(B) 利用の制限

- a IoT Connect Mobile Type Sを利用して行う通信は、共通編第18条(利用の制限)に定めるほか、次の場合には、ネットワークへの接続不可又は通信速度の低下が発生することがあります。
 - (a) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (b) 車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでの通信であるとき。
 - (c) 通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- b 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- c 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、IoT Connect Mobile Type Sの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。-
- d 契約者は、IoT Connect Mobile Type Sの利用に係る端末を、以下に定める規則等及び当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する技術基準に適合するよう維持していただきます。
 - (a) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
 - (b) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)
 - (c) 当社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件

(C) プロファイルに係るもの

プロファイル種別	内 容
TSLプロファイル	Transatelが提供するプロファイル
CSLプロファイル	NTT Com Asiaが提供するプロファイル
NTTComプロファイル	当社が提供するプロファイル

備考

- 1 各プロファイルには、次のプランがあります。
 - (1) プロファイル切替有プラン
 - A プロファイル種別の切り替えができるSIMカードを提供するものをいいます。
 - B TSLプロファイル、CSLプロファイル又はNTTComプロファイルにおいて、利用可能とします。
 - (2) プロファイル切替無プラン
 - A プロファイル種別の切り替えができないSIMカードを提供するものをいいます。
 - B NTTComプロファイルに限り、利用可能とします。
- 2 当社は、次の事項をプロファイル切替有プランに適用します。
 - (1) 1のSIMカードには、少なくとも1のプロファイルの設定が必要です。

- (2) IoT Connect Mobile Type Sの通信に利用するSIMカード毎のプロファイルの数は、1とします。
- (3) 契約者は、プロファイル種別を切り替えることができます。この場合、当社は、プロファイル種別の切り替えがあったときは、切り替え後のプロファイル種別を、その切り替えが完了した時点から適用します。
- (4) プロファイルには、以下のプロファイルステータスがあります。ただし、プロファイルステータスの休止については、NTTComプロファイルに限ります。

プロファイルステータス: 未開通／利用中／中断／休止／廃止

- (5) 契約者は、前項に定めるプロファイルステータスを当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)の定めに基づき、変更できます。この場合、当社は、変更後のプロファイルステータスを、その変更が完了した時点から適用します。
- (6) 契約者が発注したSIMカードについて、プロファイルがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロファイルをインターネット接続タイプの従量プランとして開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。
- (7) 契約者が追加購入したプロファイルについて、プロファイルがお客様に割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのプロファイルの廃止処理を行います。この場合においてプロファイルステータスは未開通から廃止に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。
- 3 当社は、次の事項をプロファイル切替無プランに適用します。
- (1) 1のSIMカードには、1のプロファイルの設定が必要です。
- (2) プロファイルには、以下のプロファイルステータスがあります。
- プロファイルステータス: 未開通／利用中／中断／休止／廃止
- (3) 契約者は、前項に定めるプロファイルステータスを当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)の定めに基づき変更できます。この場合、当社は、変更後のプロファイルステータスを、その変更が完了した時点から適用します。
- (4) 契約者が発注したSIMカードについて、プロファイルがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロファイルをインターネット接続タイプの従量プランとして開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。
- 4 当社は、次の事項をプロファイル切替有プラン及びプロファイル切替無プランに適用します。
- (1) 契約者が、IoT Connect Mobile Type Sの全部又は一部を解約した場合、そのSIMカードの所有権は当社から契約者へ移転するものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、契約者は、当社が当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するSIMカードに含まれる物質に基づき、自己の責任と費用負担において、法令に従い、SIMカードを処分するものとします。
- (2) 当社は、各プロファイルが通信可能な提供国及び地域を、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載します。
- (3) 契約者は、プロファイル切替有プランとプロファイル切替無プランとの間の相互の変更を請求することはできません。

(D) 料金プランに係るもの

区 分	内 容
従量プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定めるプロファイル基本料及びデータ通信料を適用し、データ通信料については、1の料金月における1MB単位の通信量に基づいて適用するものをいいます。 2 従量プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・TSLプロファイル ・CSLプロファイル ・NTTComプロファイル
定額プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定める定額利用料を適用するものであって、上り特価プラン以外のものをいいます。 2 定額プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・NTTComプロファイル
上り特価プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定める定額利用料を適用するものであって、通信量上限値を上り及び下りのそれぞれの通信ごとに定めるものをいいます。 2 上り特価プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・NTTComプロファイル

備考

- 1 当社は、次の事項を従量プランに適用します。

- (1) 契約者は、その契約に基づいてプロファイルステータスが初めて利用中となった日を含む料金月から起算して、プロファイルステータスが廃止となった日を含む料金月までの期間について、Web料金表に規定する利用料金の支払いを要します。
 - (2) 当社は、プロファイルステータスが初めて利用中となった月の翌々月から、プロファイル基本料を適用します。
 - (3) 1の料金月においてプロファイルステータスの変更があった場合、プロファイル基本料については次に定める通りとします。
 - A 1の料金月のうちに1回でも利用中となった場合、利用中に係るプロファイル基本料が適用されます。
 - B 1の料金月のうち、常に中断だった場合又は1の料金月のうち、中断及び休止だった場合、中断に係るプロファイル基本料が適用されます。
 - C 1の料金月のうち、常に休止だった場合、休止に係るプロファイル基本料が適用されます。
 - (4) 契約者は、従量プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定することができます。
 - A 通信量上限値は、SIMカードごと、かつ、プロファイルごとに設定することができます。
 - B 通信量上限値は、その設定の処理が完了した時点から適用されます。
 - C 当社は、通信量上限値が設定されたSIMカードについて、該当のプロファイルに係る通信量上限値の設定が適用された時点からの通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。
 - D その料金月において、通信量の合計が通信量上限値に満たない場合が生じたとき、その差分を翌料金月に繰り越すことはできません。
- 2 当社は、次の事項を定額プランに適用します。
- (1) 契約者は、その契約に基づいてプロファイルステータスが初めて利用中となった日から起算して、プロファイルステータスが廃止となった日までの期間について、Web料金表に規定する定額利用料の支払いを要します。
 - (2) その料金月で支払いを要する定額利用料については、次に定めるところにより算定するものとします。
 - A 1の料金月に、1のプロファイルステータスを利用した場合
 - (A) その料金月における利用日数(プロファイルステータスが利用中、中断又は休止であった日をいいます。以下、同じとします。)が20日以上の場合
定額利用料の満額の支払いを要します。
 - (B) その料金月における利用日数が20日未満の場合
「定額利用料÷20×利用日数」の算式で計算された額の支払いを要します。
 - B 1の料金月に、2以上のプロファイルステータスを利用した場合
その料金月に利用したプロファイルステータスに係る定額利用料(満額のものとし、)のうち最も高い額と、それぞれのプロファイルステータスの利用日数ごとに前号に基づき計算した額を合算した額を比較して、低い方の料金を定額利用料として適用します。
 - (3) 1日においてプロファイルステータスの変更があった場合、定額利用料に係るプロファイルステータスについては次に定める通りとします。
 - A 1日のうちに1回でも利用中となった場合、その1日は利用中のプロファイルステータスとします。
 - B 1日のうち中断であった場合又は1日のうちに中断と休止の2つが混在する場合、その1日は中断のプロファイルステータスとします。
 - C 1日のうち常に休止であった場合、その1日は休止のプロファイルステータスとします。
 - (4) 当社は、定額プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定します。
 - A 通信量上限値は、Web料金表に定めるコースごとに設定します。
 - B 当社は、定額プランのプロファイルにおけるその料金月における通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。
 - C その料金月において、通信量の合計が通信量上限値に満たない場合が生じたとき、その差分を翌料金月に繰り越すことはできません。
- 3 当社は、次の事項を上り特価プランに適用します。
- (1) 当社は、上り特価プランについて、プロファイル切替無プランに限り提供します。
 - (2) 契約者は、その契約に基づいてプロファイルステータスが初めて利用中となった日から起算して、プロファイルステータスが廃止となった日までの期間について、Web料金表に規定する定額利用料の支払いを要します。
 - (3) その料金月で支払いを要する定額利用料については、次に定めるところにより算定するものとします。
 - A 1の料金月に、1のプロファイルステータスを利用した場合
 - (A) その料金月における利用日数(プロファイルステータスが利用中、中断又は休止であった日をいいます。以下、同じとします。)が20日以上の場合
定額利用料の満額の支払いを要します。
 - (B) その料金月における利用日数が20日未満の場合
「定額利用料÷20×利用日数」の算式で計算された額の支払いを要します。

- B 1の料金月に、2以上のプロファイルステータスを利用した場合
その料金月に利用したプロファイルステータスに係る定額利用料(満額のものとする。)のうち最も高い額と、それぞれのプロファイルステータスの利用日数ごとに前号に基づき計算した額を合算した額を比較して、低い方の料金を定額利用料として適用します。
- (4) 1日においてプロファイルステータスの変更があった場合、定額利用料に係るプロファイルステータスについては次に定める通りとします。
- A 1日のうちに1回でも利用中となった場合、その1日は利用中のプロファイルステータスとします。
- B 1日のうち中断であった場合又は1日のうちに中断と休止の2つが混在する場合、その1日は中断のプロファイルステータスとします。
- C 1日のうち常に休止であった場合、その1日は休止のプロファイルステータスとします。
- (5) 当社は、上り特価プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定します。
- A 通信量上限値は、Web料金表に定めるコースごとに設定します。
- B 当社は、上り特価プランのプロファイルにおけるその料金月における通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。この場合において、当社は、通信量の計測及び通信の利用の制限を上り及び下りのそれぞれの通信ごとに行うものとします。
- C その料金月において、上り又は下りの通信量の合計がそれぞれの通信量上限値に満たない場合が生じたときは、その差分をもう一方の通信方向に係る通信に充当すること及び翌料金月への繰り越しをすることはできません。
- 4 当社は、次の事項を従量プラン、定額プラン及び上り特価プランに適用します。
- (1) 当社は、次に掲げる変更に関し、請求を受け付けるものとします。
- A 従量プランと定額プランとの間の相互の変更
- B 定額プランに係るコース区分の変更
- C 上り特価プランに係るコース区分の変更
- (2) 当社は、前項に定める変更の請求があったときは、その変更及び変更後のコース区分等に係る料金を、その請求日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(E) 接続タイプに係るもの

区 分	内 容
インターネット接続タイプ	閉域接続タイプ以外のもの
閉域接続タイプ	当社のFlexible InterConnectへ接続可能なもの
備考	
1 当社は、閉域接続タイプについて、プロファイル切替無プラン(上り特価プランに係るものを除きます。)に限り提供します。	
2 契約者は、閉域接続タイプを利用する場合、IoT Connect Mobile Type SIにおいてあらかじめ1のテナントにつき1の閉域接続利用(閉域接続タイプとFlexible InterConnectとの間を接続して通信可能とすることをいいます。以下同じとします)の申込みをしていただきます。	
3 契約者は、閉域接続タイプを利用するプロファイル(プロファイルステータスが廃止のものを除きます。)がある場合、そのプロファイルのテナントに係る閉域接続利用を廃止することはできません。	
4 契約者は、インターネット接続タイプ及び閉域接続タイプの相互の変更を請求することはできません。	

(F) 移動無線装置の販売に係るもの

- a 当社は、契約者から請求があったときは、契約者がIoT Connect Mobile Type SIに係るSIMカードを利用するための移動無線装置(備品等を含みます。以下、この(F)において同じとします。)を販売します。この場合において、販売する移動無線装置の機種及び販売価格は、Web料金表に定めるとおりとします。
- b 当社は、日本国内に限り、移動無線装置を配送します。
- c 当社が販売する移動無線装置については、端末種別に応じて利用可能国を定めるものとし、端末種別ごとの利用可能国は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定めるとおりとします。
- d 当社が販売した移動無線装置については、当社が定める保証書に基づき修理します。
- その他、保証の内容については、保証書の定めるところによります。

B 料金算定方法

- (A) IoT Connect Mobile Type SIに係る利用料金は、1の契約IDごとにIoT Connect Mobile Type SIに係る料金の額を合算して適用します。
- (B) IoT Connect Mobile Type SIに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、1のプロファイルごとに算出されるものとします。
- (C) 利用料金に係る通信の測定は、次によります。
- a 利用料金に係る通信量は、利用するプロファイルのプロファイル提供事業者の測定機器において測定した通信量(MB単位とします。)とします。

- b IoT Connect Mobile Type Sについて契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該IoT Connect Mobile Type Sの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
 - c 1MB未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
 - d 当社のポータルで表示される通信量と、課金対象となる通信量は異なることがあります。
- (D) IoT Connect Mobile Type Sの利用料金の計算においては、プロファイル提供事業者の定める標準時間に基づいて計算します。
- (E) 当社は、IoT Connect Mobile Type Sの工事費をWeb料金表等において定めます。
- (F) 当社は、各プロファイルにおけるその他の細目を、Web料金表等において定めます。
- (G) 共通編第19条(料金)に定めるほか、IoT Connect Mobile Type Sの提供国又は地域及びその利用料金は、プロファイル提供事業者が定めるものに準じるため、プロファイル提供事業者が定めるものに変更があった場合、当社は、IoT Connect Mobile Type Sの提供国又は地域及びその利用料金を変更することがあります。
- (H) 前号に定める変更があった場合、当社は、そのことを変更後の提供国又は地域及びその利用料金が適用される30日前までに、共通編第34条(契約者に対する通知)の定めにより、契約者に通知します。

(2) IoT Connect Gateway

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	(1)(IoT Connect Mobile Type S)のA(提供条件)の(A)(用語の定義)に規定するSIMカードと同義のもの
IoT回線	IoT Connect Mobile Type S(NTTComプロファイルであって、インターネット接続タイプのものであり、固定IPアドレスを利用するものに限りです。)の1のSIMカードと無線基地局設備との間に設定される電気通信回線であって、IoT Connect Gatewayを利用するために使用されるもの
利用ポリシー	IoT Connect Gateway利用上のプロトコル変換ルール又は接続先クラウド等を定めたもの
利用グループ	同一の利用ポリシーのIoT回線から構成されることとなるグループ

(B) 概要

- a IoT Connect Gatewayは、利用グループに所属したIoT回線から当社所定の手順により通信を行う場合に、その利用グループに係る利用ポリシーが適用されるものとします。
- b IoT Connect Gatewayには、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定めるところによりメニューがあります。

(C) 申込みの条件

- a IoT Connect Gatewayの申込みは、IoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sの申込みを行う際に、合わせて行うものとします。
- b aの場合、IoT Connect Mobile Type Sの申込者は、その申込みに対応するIoT Connect Gatewayの利用の範囲において、その申込みにより払い出される固定IPアドレスその他のIoT Connect Mobile Type Sの利用情報が、当社によるIoT Connect Gatewayの申込受付確認及びその提供において利用されることに同意するものとします。
- c IoT Connect Gatewayの申込みは、その申込みに係るIoT Connect Gatewayの契約ID及びテナントとその申込みにおいてIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sの契約ID及びテナントとが同一となるように行うものとします。
- d IoT Connect Gatewayの利用に際し、1のIoT回線あたりの月間の通信量が当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定める値を超えることが想定される場合には、IoT Connect Gatewayの申込みの前に、その利用形態や想定通信量等に応じたIoT Connect Gatewayの利用条件について、当社と協議していただきます。

(D) 利用に関する設定の条件

- a 契約者は、IoT Connect Gatewayの利用にあたり、利用グループを設定するものとします。
- b 利用グループには、グループごとの利用ポリシーとして、1グループにつき1以上のメニュー、プロトコル変換ルール及び接続先クラウドを設定することができます。
- c 利用グループには、1以上のIoT回線を所属させることができます。この場合、1のIoT回線は、1の利用グループに限り所属させることができます。
- d aからcまでに定めるほか、IoT Connect Gatewayの利用の設定に関する次に掲げる事項等については、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定めるところによります。
 - (a) 設定可能な利用グループの数の上限
 - (b) 利用グループごとに設定可能なIoT回線の数の上限

(c) メニューごとに設定可能なプロトコル変換ルール又は接続先クラウドの種類又は数の上限

(E) 保守対応

当社は、IoT Connect Gatewayに係る設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はIoT Connect Gatewayの提供の維持運営のため、契約者が保有又は利用する設備に対する疎通性確認を行うことがあります。

(F) 責任の制限

- a 当社は、IoT Connect Gatewayが提供するプロトコルの変換等の機能の完全性を保証するものではなく、それらが機能しなかったことによって契約者に発生した損害については、共通編第27条(責任の制限)に定めるほかは、責任を負いません。
- b 当社は、IoT Connect Gatewayの提供において共通編第27条第2項を適用するにあたり、日数に対応する利用料金は、次の算式により算出します。
・当該事象が発生した料金月の前料金月の利用料金÷28×当該事象に係る日数

(G) 契約者の義務

当社は、共通編第32条(契約者の義務)に定めるほか、次のとおり契約者の義務を定めます。

- a 契約者は、IoT Connect Gatewayを契約者以外の第三者が利用する場合、又はIoT Connect Gatewayの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。
また、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。
- b aの規定は、契約者又は第三者によるIoT Connect Gatewayの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。

B 料金算定方法

- (A) IoT Connect Gatewayに係る利用料金は、1の契約IDごとにIoT Connect Gatewayに係る料金の額を合算して適用します。
- (B) IoT Connect Gatewayに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、1のIoT回線ごとの月間の通信量に応じて算出されるものとします。この場合において、そのIoT回線について複数のメニューに係る通信が行われたときは、それぞれのメニューごとの月間の通信量に応じて算出されるものとします。
- (C) 利用料金に係る通信量の測定は、次によります。
 - a 当社の測定機器において測定した通信量(バイト単位とします。)とします。
 - b 送信及び受信の双方を対象とします。
 - c 当社によるプロトコルの変換等の機能が非適用の状態にある通信を対象とします。
 - d 通信量データは一定時間ごとに取得するものとし、当月初日の最初の取得から当月末日の最後の取得までにおいて取得した通信量データにおける値を合算して当月の通信量とします。
 - e 契約者に係るIoT Connect Gatewayについて契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該IoT Connect Gatewayの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
 - f 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。
- (D) IoT Connect Gatewayにおいては、工事費を適用しません。